

政令第三十七号

統計法施行令の一部を改正する政令

内閣は、統計法（平成十九年法律第五十三号）第十六条及び第十八条の規定に基づき、この政令を制定する。

統計法施行令（平成二十年政令第三百三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の十の項第三欄中第十五号及び第十六号を削り、第十七号を第十五号とし、同項第四欄中第十五号を削り、第十六号を第十五号とし、第十七号を第十六号とする。

別表第一備考第六号を同表備考第七号とし、同表備考第五号中「前二号」を「前三号」に改め、「四の項第一欄」の下に「、五の項第一欄」を加え、同号を同表備考第六号とし、同表備考第四号を同表備考第五号とし、同表備考第三号の次に次の一号を加える。

四 五の項の規定の適用については、事務処理特例条例の定めるところにより同項第三欄第一号、第三号、第四号及び第七号に掲げる事務（いずれも世帯員の収入及び支出の調査に係る事務を除く。以下この号において同じ。）を市町村長が処理することとされた場合は、当該市町村長は、同項第四欄第

一号に掲げる事務は行わないものとし、総務省令で定めるところにより、同項第三欄第三号、第四号及び第七号に掲げる事務を民間事業者に委託して行うことができる。この場合において、当該市町村長が同欄第三号、第四号及び第七号に掲げる事務を民間事業者に委託して行うときは、同欄第一号に掲げる事務並びに同項第四欄第二号から第四号まで及び第九号に掲げる事務は行わないものとする。

附 則

この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。

理由

全国消費実態調査における事務の一部を市町村長が民間事業者に委託して行わせる場合に必要となる関連規定の整備を行うとともに、農林業センサスにおける事務の一部を国が自ら行うこととするために所要の改正を行う必要があるからである。